第4回会議での協議部分についての条文(案)

(定義)

第●条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 審議会等

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する 附属機関及びこれに類するものをいいます。

(2) 公聴会

執行機関が政策形成等に当たり、その案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民の意見を聴くために開催する会議をいいます。

(3) 意見交換会

執行機関が政策形成等に当たり、広く市民の意見を直接聴く必要がある場合において、市民と執行機関及び市民同士が議論することを目的として開催する集まりをいいます。

(4) 市民討議会

執行機関が政策形成等に当たり、幅広い潜在的な市民の意見を施策に反映する必要がある場合において、無作為抽出により市民を選出し、参加者に対し報酬を支払うことによって開催する集まりをいいます。

(5) パブリックコメント手続

執行機関が政策形成等に当たり、その案その他必要な事項を公表して広 く市民の意見を募集し、それらの意見及び当該意見に対する執行機関の考 え方を公表する一連の手続をいいます。

(6) 政策提案手続

市民が具体的な政策を提案し、その提案に対し、執行機関が多面的かつ総合的に検討し、意思決定を行うとともに、その提案の概要、執行機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。

(7) 市民登録制度

市民参加の裾野を広げ、新たな人材を発掘するために、あらかじめ登録した市民から、審議会等の委員を登用する制度をいいます。

(公聴会の開催)

- 第●条 執行機関は、公聴会を開催しようとするときは、事前に次の事項を公表 しなければなりません。
 - (1) 公聴会の開催の日時及び場所
 - (2) 政策等の案及び案に関する資料
 - (3) 公聴会に出席して意見を述べることができる者の範囲
 - (4)公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提出 方法及び提出期間
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 執行機関は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を速やかに公表しなければなりません。
- 3 公聴会は、市長が指名する者が公聴会の議長となり、公聴会の議長が公聴会 を主宰します。
- 4 公聴会の議長は、公聴会を開催した都度、規則で定める事項を記録し、市長に報告しなければなりません。
- 5 執行機関は、公聴会が終結したときは、前項の規定により報告された記録を 非公開情報を除き、速やかに公表しなければなりません。

(意見交換会の開催)

- 第●条 執行機関は、意見交換会を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表しなければなりません。
- 2 執行機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければなりません。
- 3 執行機関は、意見交換会で述べられた意見に対する検討を終えたときは、その結果を非公開情報を除き、速やかに公表しなければなりません。

(市民討議会の開催)

- 第●条 執行機関は市民討議会の開催に当たり、住民基本台帳から無作為に抽 出した市民に対し、参加依頼を行い、参加者を募集します。抽出に当たり、対 象とするのは満●歳以上の者とします。
- 2 市民討議会の参加者に対しては、報酬を支払うこととします。
- 3 執行機関は、市民討議会を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、 開催場所、議題等を公表しなければなりません。
- 4 執行機関は、市民討議会を開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報 を除き、速やかに公表しなければなりません。
- 5 執行機関は、市民討議会で述べられた意見に対する検討を終えたときは、その結果を非公開情報を除き、速やかに公表しなければなりません。

(パブリックコメント手続の実施)

- 第●条 執行機関は、パブリックコメント手続により意見を求めようとすると きは、次に掲げる事項を事前に公表しなければなりません。
 - (1) 対象事項の案及び当該案に関する資料
 - (2) 対象事項の案を作成した趣旨、目的又は背景
 - (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限
 - (4) その他執行機関が必要と認める事項

(パブリックコメント手続における意見等の提出方法等)

- 第●条 パブリックコメント手続における意見等の提出方法は、次のとおりと します。
 - (1) 郵便等
 - (2) ファクシミリ
 - (3) 電子メール
 - (4) 執行機関が指定する場所への書面の持参
 - (5) その他執行機関が必要と認める方法
- 2 パブリックコメント手続における意見等の提出期間は、30日以上とします。ただし、特別の事情があるときは、執行機関は、理由を併せて公表した上で、これよりも短い期間を設けることができます。
- 3 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとする者は、住所、氏名 その他執行機関が必要と認める事項を明らかにしなければなりません。
- 4 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見を考慮して、対象事項についての意思決定を行わなければなりません。
- 5 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見に対する検討 を終えたときは、非公開情報を除き、速やかに次に掲げる事項を公表しなけれ ばなりません。
- (1) 対象事項の題名
- (2) 対象事項の案の公表の日
- (3) 提出された意見又は提出された意見の概要
- (4) 提出された意見に対する検討の結果及びその理由

(政策提案手続)

- 第●条 市民は、市民10人以上の連署をもって、その代表者から現状の課題、 提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を執行機関に対して 提案することができます。
- 2 執行機関は、政策提案手続により提案を求めようとするときは、次の事項を 事前に公表しなければなりません。
- (1) 提案を求める政策の目的
- (2) 提案することができるものの範囲
- (3) 提案方法及び提出期間
- (4) その他提案に関して必要な事項
- 3 執行機関は、提案のあった政策について総合的に検討し、提案の内容並びに 検討の結果及びその理由を当該提案に係る代表者に通知するとともに、非公 開情報を除き公表しなければなりません。